

販路開拓につながる市内商業施設への催事出店者を募集します

～ 小規模事業者の販路開拓のための催事出店支援～

この度、船橋商工会議所では、船橋市内の小規模事業者の販路開拓を目的に、以下の要領で催事出店を希望する事業者を募集します。

【応募要領】

- ①応募期間：令和5年9月25日(月)～令和5年10月2日(月)
- ②応募条件：船橋市内の小売・サービス業を営む小規模事業者
(小売・サービス業は、従業員5人以下が対象となります。)
- ③出店先：市内の商業施設の催事場
- ④出店日：令和5年10月14日(土)
- ⑤出店枠：約6事業所
- ⑥出店料：無料(出店いただく上での什器・備品等は各事業所でご準備願います)
- ⑦応募書類の審査：当所審査および出店先商業施設の審査による
- ⑧催事場での販売形式：自社でご用意いただいた製品・商品の販売のみとさせていただきます。
※加工品は個包装および品質表示が必須となります
※催事場での調理は原則不可となります

問合せ先：船橋商工会議所 商業振興課 西岡 TEL：047-435-8211

※出店を希望される方は、令和5年10月2日(月)までに下記申込書に必要事項をご記入いただき、FAX(047-434-9559)によりお申込みください。

※出店枠に限りがあるため、先着順に受付・審査となります。募集数に達し次第、締切りとなります。
(審査の結果、ご希望に沿えない場合があります。)

※公序良俗に反する事業所は出店できません。

※尚、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止にさせていただくことがあります。

この場合、これに関するいかなる損害やトラブルの責任は一切負いかねますので、あらかじめご了承ください。

-----切り取らずにそのままFAXしてください-----

船橋商工会議所 商業振興課 西岡 行

<販路開拓につながる市内商業施設への催事出店 申込書>

店名(事業所名)		会員/非会員	
住 所		T E L	
担当者名		HPへのリンク	
最新情報 (新商品・サービス等)			

※ご記入いただいた情報は、当所からの各種連絡・情報提供のほか、掲載応募者の実態調査・分析のため利用させていただきます場合がございます。